

真宗興隆の大祖

細川行信

はじめに

親鸞聖人は、九十年という長い生涯にもかかわらず、ほとんど自己の履歴を語ることなく、わずかに『教行信証』の後序に、恩師法然上人を偲びながら、忘れ得ぬ想い出を書きのせられた。そして、そこに記録された悲・喜の事どもは、いずれも師上人についての回想で、それは「よきひと」を外にして「愚身」の存在しないことを示すものである。そして同じく後序には、上人をば、「真宗興隆ノ大祖源空法師」と明示し、『高僧和讃』には「智慧光ノチカラヨリ 本師源空アラハレテ 浄土真宗ヒラキツ、 選択本願ノヘタマフ」と、全き敬虔をもつて讃嘆されている。こうした浄土真宗を開かれた「真宗興隆ノ大祖」について、先年問題にされた上人の行状、とくに臨終の行儀における理解しがたい点を如何に考えるべきか、そして浄土真宗を開かれた法然上人を

そののち形成される真宗教団は如何に崇敬してきたであろうか。今こうした二点を中心として、それに関する史料をもとめつつ、わたくしなりに明らかにしてゆきたい。

一

まず、法然上人の行状についてうかがうに、上人が専修念仏に帰入されたのは、四十三歳の時と認められる（源空聖人私日記・伝法絵・法然上人行状画図六など）が、この念仏門への帰入がそのままに浄土宗の開創とは見做されないこと^①、さらに上人が晩年まで「天台黒谷」の沙門であった事は、上人自身に「内専修外天台」とも称すべき二重の面があり、帰浄されたものの捨聖はされなかつたとして、先年来こうした問題をめぐり、種々に論じられるところがあつた。ところで、右のような上人における二重の面を提起された福井康順博士は、とくに上人が臨終に「慈覚大師ノ九条ノ袈裟ヲカケ 頭北面西ニシテ」

(私日記) 往生された事に注意され、臨終の際にまで厳密の意味においては、山門を全く捨離してはいないと想定される。しかも博士は、『法然上人行状画図』に載せられた「聖覚法印わが心をしれり」(一七)という上人の言葉より、上人が当時かくれもなき天台僧の聖覚法印と同じような念仏者であろうとして、内に専修に帰されつつも、なお外は天台の僧であることを強調された。

これについて、法然上人三十七回忌の年にあたる宝治二年正月二十一日、『浄土和讃』・『浄土高僧和讃』の二帖を稿了された親鸞聖人は、前者において上人の本地を、後者にその垂述を讃えるとともに、上人に関する和讃を以って結ばれたことは、あと四日に迫った恩師の正当忌に備えたものと考えられる。ところで、この二十首の「源空聖人」和讃のうち、十八首までが伝記についてであり、又そのなかの六首までが臨終の行儀を讃嘆されたもので、これらはいずれも、既に言われる如く『私日記』によられたものと思われるが、実は、そこに展べられた瑞相と共に、私は第六首の「一心金剛戒師」(国宝本に依る) とある一句に、上下にわたる上人尊崇の実態を思い浮べるものである。すなわち、この一心金剛戒は大乗円頓戒であり、かつて高山寺より発見された元久元年

(二二〇四)信空上人署名の円頓戒授与の譜脈には(前略) ……良忍上人——慈眼房——源空上人——信空」と載せられるが、これは大原の良忍上人から西塔黒谷の慈眼房寂空上人へ、そして更に同じく黒谷の法然房源空上人への血脈を示すものである。こうした法然上人の戒師としての地位は、聖道諸宗の師主からも帰仰をうけ、たとえば上人と対照的な立場にあった明恵上人も、その持戒淨行に対して深く仰信を懐いた事が知られ、こうしたことは、のちに『元亨釈書』の中で「盛説^①専修及円頓菩薩大戒、緇白靡然向^②風」(慧解二三四)と載せる如く、専修念仏の宣説と共に、上人の人格を知る上に重要なことと思われる。すなわち、このことは吉水において専修念仏を唱導する事と、天台宗に僧籍をもつ戒師である事とが、決して矛盾するものでないことを示し、その時代に生ざられた上人を知ろうとする場合、仮りに私なりの表現を用いれば、黒谷沙門という社会的な環境と、専修念仏者としての宗教的な心境との、二つの立場において理解すべきであろうと考える。今、こうした内なる心と外なる相とに関して、上人と宗教的立場においては深く結ばれていた聖覚法印も、上人をとりまく専修念仏者が次第に聖道諸宗を誹謗し社会秩序を惑乱せしめると、こ

こに断乎としてその彈圧に乗り出さざるをえなかった。これについて、嘉祿三年の法難に際し、『皇帝紀抄』には「十月十五日 山門僧綱以下、三綱所司、日吉社司等群参、訴_レ申_レ専修念仏宗停廢事_一」(八)とあり、三綱にして当時、探題職にあった(探題次第) 聖覚法印は、当然その停廢側に立つこととなり、『金綱集』には「去月十日 聖覚・貞雲・宗源・朝晴・延真陳参、以_レ聖覚_一為_二云口文聖、永可_レ被_レ停_二廢念仏宗_一之由言_二上之_一」(五)と、まさしく停止の推進者であったと認められる。ところで実はこの法難によって、法印と同じ天台僧の隆寛律師が流罪に処せられた。この隆寛律師は「上人_(法慈)ツネニノタマヒケルハ、吾カ後ニ念仏往生ノ義スクニイハムスル人ハ聖覚ト隆寛トナリト」(明義進行集三)と言われるように、念仏往生の宗教的立場において、聖覚とも同致であったと思われる。しかし隆寛が、その著『極楽浄土宗義』に「日本国天台山首楞嚴院戒心谷権律師隆寛」(中・下巻奥書)と誌し、「就中隆寛昔住_二楞嚴院_一、忝酌_二彼遺流_一、今雖_レ入_二浄土一門_一、所_レ仰_二專在_二惠心古風_一、然惠心_(ハクニ)、慈惠_(ハクニ)、師資義趣定_二以_二無_二違_二歟_一」(巻末)と記したものの、並履の堅者定照の『彈選択』に対して『頭選択』を著わし、そのなかで「汝が僻破のあたらざる事、たとへば暗天の飛礫のご

とし」(行状画図四二)と駁して『選択集』を弁護するにいたり、ここに自らの属する山門より専修念仏の「張本」(皇帝紀抄・明月記)と目されて、空阿弥陀仏や成覚房と共に処刑され、ついに山門における地位をも失うにいたつた。これに対して、兼実の弟であり、四度まで天台座主の要職を勤めた慈円僧正の場合、その信仰は一面において熱心な念仏者であるが、しかしより重要な事は、彼が頭密の忠実な継受者であつて、この点が法然上人と相容れないと言_レわれる。ところで、それにも拘らず、嘉祿三年(一二三七) 航空の撰になる『伝法絵』によれば、上人の帰洛に際し「御沙汰として、大谷の禪房に居住」(三三)せしめ、上人の七七忌辰に「御諷誦文」(四)を捧げたという。若しこの伝えが事実とすれば、法然との宗教的立場での相異と矛盾するようである。しかし、これは先にみてきた如く、宗教的立場と社会的立場とは必ずしも一致するものでないから、今の場合も「吉水の大僧正」という社会的立場において認めて差支えないであろう。しかし、それは兎も角として、慈円がその著『愚管抄』に「法然上人の行状、とくに臨終について」「ソレモ往生く_レト云ナシテ人集マリケレド、サルタシカナル事モナシ、臨終行儀モ僧_(僧)賀上人ナドノヤウニハイハル、事モナシ、

カ、ル事モアリシカバ、是ハ昨今マデシリビキラシテ、猶ソノ魚鳥女犯ノ専修ハ大方エトゞメラレヌニヤ」(六)と、その述べるところが、寔によそよそしくも冷淡であつて、こうした表現にも宗教的心境の相異のほどが察せられよう。ところが、これとは全く反対に、法然上人に自己の全体を挙げて帰依する親鸞聖人の場合、その臨終にあわれなかったにも拘らず、「奇瑞不_レ言_レ可_レニ称_レ計_レ見_レニ別_レ伝_レ」(「別伝」(私日記と推定)に記載される奇瑞を、分別を超えた宗教的立場において確信され、この立場において聖人はまた、聖覚法印や隆寛律師をも尊崇されたものであろう。

以上、わたくしなりに述べたところを要約すると、法然上人の捨聖帰浄は宗教的的心境で言われ、この事は天台僧・戒師という外相をこえた根元的立場を示すものであつて、かかる宗教的敬虔感情においてこそ、理解しがたいとされる入滅の瑞相も領解されるものではなからうか。

二

建仁元年、二十九歳にして親鸞聖人は、師上人と宗教的的心境を同じうすることとなつたが、ついで三十三歳の

時に『選択集』の付属と真影の図画を許された。この上人よりの恩恕について、聖人は「是専念正業之徳也、是決定往生之徴也」と誌された。このうち『選択集』の付属は、その書が公開を憚るものであつたために、上人の門下といえども見写を許されたものは極めて少く、わずかに隆寛(伝法絵・明義進行集)・証空(選択密要決)・弁長(徹選択集)・信空(行状絵図四一)、それに執筆の安楽・真観(密要決・行状画図一一)を加えても、わが聖人を含めて七名を数えるに過ぎず、まさしく「獲_レニ此_レ見_レ写_レ之徒_レ甚_レ以難_レ」といわれるものである。さらに、真影の図画にいたつては、聖人のほかにその例を知りえないが、これは既に言われるように、このころ禪宗で行われた頂相の風習によるものと思われ、頂相が「善知識ノ会下ニ参シテ頂相一幅・法語一軸ヲ懇請シテ嗣法ノ標準ニソナフ」(正法眼蔵一六)と、付法の徴証となるものであるから、聖人が入室後わずか五年にして真影図画の恩許を得たのは、まったく破格のことであり、まことに「決定往生之徴」というほかないであらう。

ところで、右の『選択集』と上人真影について、その『選択集』は今も知りえないが、一方の真影は、中沢見明氏によって妙源寺所蔵の「選択相伝の御影」が紹介さ

れ、今日かなり有力な説となってきた。それはともかく、こうした古い法然上人の画像を拝見して、それを禅僧の頂相と比較してみると、概して頂相の厳しさとは異った親しみを覚える。このことは、とくに二尊院のいわゆる「足曳の御影」において、そこに日用の風呂敷包を画いた構図の中に、いかにも大衆的・開放的なものを感ずるが、これは更に親鸞聖人の安城御影や鏡御影の場合、こまごました調度品や大地に立つ雄姿の上に、よくあらわされている。かくて、これら真影の上にもうかがわれる念仏門の独自の性格は、それを開かれた法然上人への讃仰と共に、その教の伝わるる常伝に伝統されてゆくものであろう。これについて、まず本願寺の創立される覚如上人の時代を考えてみたい。

さて、覚如上人の誕生は、曾祖父に当る親鸞聖人の滅後八年で、その少年の頃には「年々廟堂に詣す」（親鸞伝絵下ノ七） 聖人直弟のあった事を認めうるが、ようやく壮年を迎えられる時分には、すでに直弟もなくなり、加うるに唯善事件の後、地方門徒との間に意見の齟齬を招くこととなった。こうした事は別に述べてあるので言及しないが、その結論を申せば、五十歳の頃に本願寺を本願寺と権威化する方針がとられ、破邪と顕正による信仰

の統一を目指して、いわゆる「三代伝持」の血脈を提唱された。これは周知の通り、浄土真宗の伝統は曾祖師法然上人から祖師親鸞聖人へ、さらに先師如信上人へと嫡伝された事を明かすもので、こうした表示が本願寺の草創期に行われたことは留意すべき事である。猶これより前、上人三十二歳の時に、需めに応じて法然上人の伝記を編集された。すなわち「拾遺古徳伝」九巻がこれである。このほか上人には、既に二十三・四・五歳のころに『報恩講私記』を著わされたが、これは、聖人の三十三回忌を迎えるにあたり「本所の例事として毎月の御忌に勤行せられ」（最須敬重絵詞七） るもので、その内容は三段に分けられ、第一段の「讚真宗興行徳」の中に、わが聖人について「奉調本朝念仏元祖黒谷聖人」問答出離之要道一授以浄土一宗一示以念仏一行」と述べる。これに関して聖人在世中、法然上人の忌日に「二十五日ノ御念仏」（御消息集八）が行われたが、聖人の滅後その命日に当る二十八日、または前日の二十七日（本願創立文書・了智定）に変わったが、これは念仏集会についてであって、初期本願寺の時代、法然上人の祥月命日に御忌の営まれていたことは、存覚上人が「黒谷源聖聖人真影」の裏書に「貞治六歲丁正月廿五日、当聖人御忌、

專擬大祖報恩：(下略)」(袖日記)と誌されたことによっても知られる。このほか「黒谷四十八巻絵詞」や「法然上人御起請文」などの書写もされたが、前者は『法然上人行状画図』の詞書であり、後者は『一枚起請文』であって、こうした存覚上人当時の状態から、覚如上人時代の法然上人尊崇の模様をも推測されよう。しかし、もっと直接的な史料をあげると、今迄あまり注意されなかった法然上人讃仰の『知恩講私記』が、実は最古の法然伝の一つである事を立証する、元仁二年(一二二五)の書写本が東寺の宝菩提院三密藏より発見され、ついで赤松俊秀博士は『報恩講私記』が『知恩講私記』を手本として作られた事を指摘された。かくて思われることは、すでに行われる二十五日の『知恩講私記』に対して、さらに二十八日には『報恩講私記』が用いられるに至ったものである。とはいえ、本願寺の創立にともない「本願寺聖人」(執持鈔・口伝鈔・改邪鈔)としての親鸞聖人に対する報恩・崇敬が一段とたかめられたであろうが、しかも猶その晩年、八十歳を迎えて次の如き和歌を詠まれている。

かぞふれば釈迦と祖師とのよはひまで
いける八十の身さへたうとし

これは、『慕歸絵詞』巻九に載せられるもので、八十歳で入滅された釈尊と同じ年齢ということから、ここにいう「祖師」は、法然上人を思慕しての表現とみられよう。なお、覚如上人上足の弟子で、その葬送にも立会った乗専(袖日記)は、その師の臨終について「大覚世尊入涅槃の儀式をまもり、ちかくは両祖聖人入滅の作法に順じて……(下略)」(敬重絵詞七)と、法然・親鸞の両聖人の作法に準拠された事を伝え、こうした臨終の儀式にもまた、法然上人よりの伝統をうかがう事ができる。

ところで、先にあげた覚如上人のものと同じような内容の和歌を、本願寺を再興された蓮如上人も詠まれている事を知って、わたくしなりに驚いたことがある。その蓮如上人筆の和歌は浄興寺に所蔵され、「二首御詠歌」といわれるもので、はじめに「法印権大僧都兼寿れはや満七十九はやにな」として、次の如き二首が書かれている。

仏にも祖師にもよはひおなしくて
八十地にみてるあくる初春
我なくは誰も心をひとつにて
南無阿弥陀仏とたのめみな人

このうち、第一首の和歌は、既に禿氏祐祥博士が「和歌集」(御文全集二二五頁)の中に載せられ、また松任の本

誓寺に同種^①のものを伝えるが、いま問題とするこの「祖師」は、やはり覚如上人の場合と同様、法然上人の事としないでならないであろう。これについて次に、上人が如何に法然上人を崇敬されたかを『御文』をはじめ、その行実を伝える史料の上に考察してゆきたい。

先ずそのはじめに当り、蓮如上人は「如何にしてかわれ一代をいいて、聖人の一流を諸方に顕はさん」(遺徳記)ことを志念されたが、実は覚如上人のあと、善如・緯如・巧如・存如四上人の凡そ百年間、とくに前二代の本願寺は青蓮院の管領下にあつて、「威儀を本に」・「黄袈裟黄衣に」(実悟旧記)で、いわゆる聖道儀式化し、ついで巧如上人の時代には「御本寺様、ハ人セキタヘテ、参詣ノ人一人モミエサセタマハス、サヒ／＼トスミテオハシマス」(本福寺由来記)といった状態であつた。このような環境の中で蓮如上人が、親鸞聖人の伝統精神を再興されたことは、後世ひろく「御再興の上人」(実悟旧記)と称される事からも知られるが、この聖人一流の伝統には更に「夫浄土真宗とは、顕浄土の中よりえらびいだしたまふところの元祖聖人の御一流なり」(帖外御文二三四)と、法然上人にもとづく一流であることを示す。これは一面、当時の「浄土門に四ヶの流々あれども」(空善記)

という西山・鎮西・九品寺・長楽寺の四流に対するものではあるが、又こうして作られる『御文』について「御文をば如来の直説と存すべき由にて候、かたちをみれば法然、詞をきけば弥陀の直説といへり」(実悟旧記)といわれるように、そこには、法然上人の形を通して更に弥陀の直説にもとづく、蓮如上人の宗教的信念が端的にうかがわれる。こうした上人の心境は、したがつてまた法然上人への報恩謝徳として、「蓮如上人の御代には毎月廿五日の勤の後に知恩講私記をあそばされ候き」と、『知恩講私記』の拝読されたことが『本願寺作法之次第』によつて知られるが、同じく『作法之次第』によれば「正月二十五日には、蓮如の御時は毎年三箇日御仏事御入候」とて、その祥月には三日間の仏事が勤められた事を知りうる。ところが、次の実如上人の代になると、二十二日の『太子講私記』・二十五日の『知恩講私記』・二十七日の『両師講私記』のうち、後の二つは「実如の御時より被略、あそばし候はぬ事也」とて、以後おこなわれなくなった。これについて、とくに二十五日は前住蓮如上人の御命日にも当るため「法然聖人の御命日儀式、まぎれ申候て、此比は無分別候」とて取紛れてしまつたが、これについて永正の初年、光教寺の蓮誓(蓮如の四男で、実如の兄に当る)

は、実如上人にその中止の理由を尋ねたところ、上人の返事に「何ともふしが成かね候」ということで、省略されたままになったという。

以上、断片的な史料収集におわったが、一応その史料によって、法然上人に対する讃仰の事跡を述べてきた。そして、これらを通して結論しうることは、覚如上人といい蓮如上人といい、真宗教団の興隆を意図される場合その源流が法然上人にある事を忘れられず、本願寺の創立・再興に際して、あつく崇敬されたことを、いま更に意義ぶかく感ずる次第である。

① 田村円澄著『法然上人伝の研究』九六頁に述べられ、注目すべき説である。

② 福井康順稿「法然伝についての二三の問題」(印度学仏教

学研究五ノ二)の論致において、はじめて用いられた。

③ 福井康順稿「法然上人の捨聖帰浄について」(塚本博士頌寿記念「仏教史学論集」所収)。これに対して伊藤真徹・香月乘光氏等、従来の所説にもとずいて反論された。

④ 『摧邪輪』によって知られるが、これについては拙稿「源空門下における念仏義の展開」にも述べた。

⑤ 多賀宗隼著『慈円』一八八―一九〇頁に要領よくまとめられている。

⑥ 日下無倫著『総説・親鸞伝絵』一五〇頁

⑦ 中沢見明著『真宗源流史論』の第八章「選択相伝の御影に就いて」

⑧ 『大谷本廟史』七三―八五頁

⑨ 榎田良洪稿「新発見の法然伝記」(日本歴史二〇〇号)

⑩ 「新出の知恩講私記について」(日本歴史二〇二号)

⑪ 蓮如上人御影の上部に貼られた紙牌に、上人の筆で二首の歌が書かれ、その第一首に「仏にも祖師にもよはひおなしくて いける八十地のかすそたふとき」とある。